

2019 年 8 月 7 日

各位

三井住友信託銀行株式会社

相続関連事務自動化によるお客さまサービスの向上について

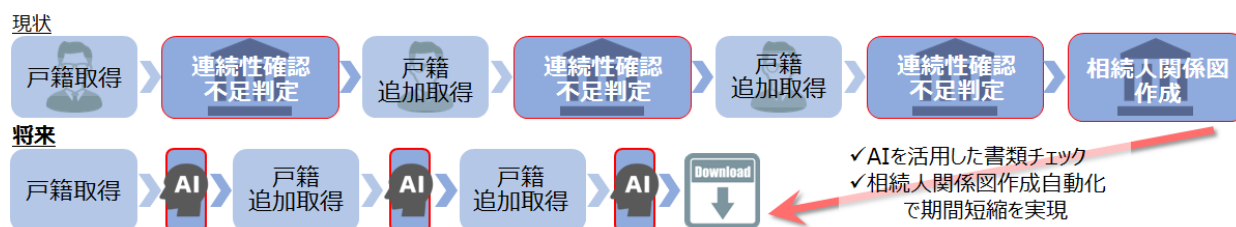
三井住友信託銀行株式会社(取締役社長:橋本 勝、以下「当社」)は、お客さまに新たな付加価値をご提供できる、信託ビジネスのプラットフォーム構築をめざして様々な検討を行っております。今般、新たなサービス開発の一環として、相続発生時のお客さま、金融機関双方の負担軽減のため、デジタル技術を活用した戸籍情報の整理から相続人関係図の作成までを自動で実現する取り組み(以下、「本取り組み」)に着手するとともに、ビジネスモデル特許を出願しましたので、お知らせいたします。

目的・概要

ご相続発生後、個人が金融機関にお預けされていた預金や有価証券については、名義変更や換金手続き(以下「相続手続き」と総称)が行われますが、手続きには法定相続人を確定させる必要があるため、出生から死亡時までの連続した戸籍謄本等を揃え、法定相続人の確定を行います。この確定作業は、慎重に行う必要があることから、一般的に数週間から数ヶ月と長期間を要し、加えて戸籍謄本等が不足している場合は、お客さまご自身で追加取得いただくなど、ご負担となっています。

当社は、お客さまからのご要望が多い相続手続きの負担軽減と短縮化のため AI 等のデジタル技術を活用して戸籍謄本の不足チェックをし、相続人関係図の作成などを自動実現する取り組みに着手します。

【実現イメージ】



三井住友信託銀行は、「人生100年時代」の到来等により多様化する、法人・個人のお客さまのニーズに対し、グループ内に有する多様な機能を最大限に活用し、お客さまに安心と安全、更には、人生の豊かさを提供する「信託ならではの」商品・サービス開発を通じて、お客さまに提供する付加価値の向上をめざします。

以上